

国立大学教育研究評価委員会（第29回）議事録

1. 日 時 平成23年11月2日（水） 10:30～12:30
2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
3. 出席者
（委員）池上委員、戒能委員、梶山委員、小畑委員、関本委員、高倉委員、
戸谷委員、豊田委員、中島委員、野嶋委員、マルクス委員、福山委員
（事務局）岡本理事、福島理事、川口特任教授、河野評価研究主幹、武市教授、
川嶋客員教授、木村客員教授、児島評価事業部長、小笠原評価企画課長 外
（オブザーバー）高橋国立大学法人評価委員会室長（文部科学省）

議 事

- （1）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施の要請について
- （2）第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検討すべき課題について
- （3）今後のスケジュールについて
- （4）その他

・第28回の議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局、◎：オブザーバー）

○委員長 それでは議事に入ります。本日はお忙しい中、文部科学省国立大学法人評価委員会室の高橋室長にお越しいただいています。国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施の留意点及び国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領の概要についてご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎ よろしくお願いいたします。お手元の資料2と資料3でございますが、先に資料3からご説明します。国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領でございますが、8月の本委員会において案の段階のものでご議

論いただいたかと思えます。そこから、内容的には若干の字句修正はございましたが、基本的には変わっていないもので、先般、10月27日に開催されました国立大学法人評価委員会の総会におきまして了解をいただきました。

ポイントといたしましては、1ページ目の「2. 実施方法（1）項目別評価」の「ア. 大学評価・学位授与機構が行う評価」の2つ目のボツの下の方に、「教育研究の成果が、世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上を目指す観点から、適正に評価するよう配慮する」という記述を盛り込んでいただいております。ここについては、中川文部科学大臣も非常に良いことだと申しているところです。

全体の評価にかかわる話として、4ページ目の「4. その他」のなお書きで、学生収容定員の未充足の取扱いについて検討するという記述をしておりますが、収容定員の充足率は、これまで、法人が行うべき業務を十分に行ったかどうかを確認する観点から、中期目標期間終了時の実績評価及び年度評価において、学生収容定員の充足率として90%以上を充足しているかどうかという基準で課程毎に確認を行っており、90%を下回っている場合には指摘をしておりました。この点について、国立大学法人評価委員会の総会の下にある国立大学法人分科会における議論において、分科会長から、中期目標期間終了時の実績評価のみならず、年度評価において毎年度指摘することについては、議論する必要があるのではないかという問題提起をいただき、国立大学法人評価委員会の下にあるワーキンググループ等でもご議論いただきました。確かに年度評価で毎年度指摘する必要性はあまり感じられないというご意見がある一方で、その評価基準として運営費交付金における剰余金の繰越認定の基準を用いており、収容定員充足率が90%を下回った場合、未充足分に相当する額を中期目標期間終了時に国庫に返納するという取り扱いをしていることから、国立大学法人評価委員会としてしっかり指摘する必要があるというご意見もあり、まだ全体として取扱いについては結論が出ておらず、引き続き国立大学法人評価委員会において検討することとなっております。

したがって、今後この部分については、全体の取扱いをどうするか結論が出た段階で、中期目標期間終了時の評価の実施要領の改定と併せて、年度評価の実施要領も改定することを考えているところです。

その他は、基本的には若干の字句修正はあるものの、内容的に大きな変更はありません。この実施要領に基づき、第2期中期目標期間の評価を行っていただくということです。

次に、資料2ですが、国立大学法人評価委員会の村松委員長名で、大学評価・学位授与

機構の平野機構長宛に、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に係る評価の実施についての要請文を資料としております。第1期中期目標期間における評価との変更点として留意事項が記されており、国立大学法人評価委員会では、昨年6月の国立大学法人評価委員会総会（第35回）において決定した「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点」を踏まえ、第2期中期目標期間の業務実績評価を行うことから、教育研究の状況の評価を実施していただく大学評価・学位授与機構にもこの点についてご留意いただいた上での評価をお願いするという事です。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○委員長　ありがとうございます。何かご質問等はございますか。

○　実施要領の「1. 概要」の2番目のポツ「質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する」とは、普通の目標でなくてこういう目標は高く評価する、要するに目標に対する強弱や達成度の困難性に多少なりとも配慮するという事でしょうか。目標を評価する仕組みはどうなっているのでしょうか。

◎　国立大学法人評価は、制度的に目標を評価する仕組みにはなっておりません。一方で、達成度評価であることから、目標を低く設定すれば評価結果が良くなるのではないかとといったことは、政務三役をはじめ多方面から、昔から指摘されているところであります。今回、実施要領に盛り込まれた趣旨は、目標自体を評価するのではなく、戦略性が高く意欲的な目標・計画については、結果として必ずしもその達成が十分ではなくても、高い目標に向かって非常に意欲的に取り組んだところを積極的に評価していくということであり、こうした指摘に対して、一つの解となるのではないかと考えております。

○　企業を経営していく場合、目標評価は通常行っております。前回の委員会においてお話ししましたが、企業では、6年間などという長期の固定目標では世の中の動きに対応できないことから、目標は長くとも3年間で策定し、策定年度を初年度とするローリングプランを用い、計画を定期的に見直し、どんどん新しい方策を打ち出しているところです。やはり、目標自体をどう設定するか、高く設定するのかどうかということは、部門等の評価にも影響することから、目標自体を評価するという事はものすごく大事なことです。低い目標を設定し、それを達成して終わりということでは、むしろ企業として活動を止めてしまうことにもなる。

先日、平成23年度大学評価フォーラム『グローバル時代における新しい質保証－国際機

関の取り組みからみえる「機能」とはー』に出席させていただき、デュルク・ヴァンダム OECD 教育局教育研究革新センター所長が、「be innovative」と話されていました。要するに、評価というものは固定的なものではなくて革新させていくものであり、教育活動をむしろ励ましていくものでなければいけないということであり、非常に印象的だったのですが、やはり評価を行う前提として、目標がどう設定されているかは大切ではないでしょうか。

具体的に、私も幾つかの国立大学長や評価担当副学長から様々な話を聞き、関係者の中では評価に対してかなりの不満があるようです。要するに、第1期中期目標期間における中期目標の達成状況の評価結果として、「中期目標の達成状況が良好である」がほとんどで、1つでも「十分には実施していない」と判定された計画があった場合は「中期目標の達成状況がおおむね良好である」になるというぐらいであり、実績報告書作成等の準備に大変手数がかかる割に、評価結果が非常に固定的だということ、もう一つは、革新的な目標を掲げることのリスクを考えざるを得ないので、どうしても目標を低く設定してしまうというのがあるようです。

例えば、現在、東京大学が秋入学への移行の検討を始めており、入学時期の在り方に関してチャレンジしています。日本経済団体連合会や日本貿易会等の民間では、この検討は日本の教育若しくはグローバル人材を育成する上では本当に新しい動きで、大いに評価したいと言っていますが、例えば、中期目標としてこういった挑戦的な目標を設定した場合どうなるのか。東京大学の総長にお会いし、中期目標として設定したのかとお聞きしたら、「設定していない」ということでした。理由の一つは、第2期中期目標の策定に間に合わなかったからであり、もう一つは、達成できるかどうか全くわからない目標を掲げて、達成できなかった場合は低い評価となるということであれば、そのようなリスクを負うことはできないという話もありました。世間全体から見れば、そういうチャレンジする目標を掲げている大学に対しては、たとえ達成されなくても評価すべきだと考えるのですが、このような論点は本委員会で議論すべきことなのか、それとも文部科学省の審議会等で議論すべきことなのか、どこが担当になるのかということと、文部科学省としての考え方を教えていただきたい。

◎ 委員にご指摘いただいた点は長年の課題であり、我々もどうしたら良いか省内でも検討しておりますが、ぜひ本委員会でも大いに議論をしていただき、どういう方向性が良いかということをご示唆いただけるとありがたいと思っております。

○委員長 各大学の規模や歴史、実績、掲げる中期目標・中期計画は多様であり、各大学の目的の質といったものを評価することについては、一度議論したらいいと思いますが、非常に難しいと考えられます。

また、大学現場からすると、大学の執行部は高い目標を設定したいのですが、学部・研究科等との摺り合わせが非常に難しく、早く結論を出さなければならない時間的な問題もあるので、大学現場ではとても苦労しているところです。

敢えて言えば、中期目標・中期計画の達成状況評価というのは、教育研究の質の向上に寄与していくことが前提とも言えます。しかし、その評価が何となく点数付けのようになっているところがあり、私はそのことを非常に懸念しています。今後、そういった本質的な課題について、意見交換する機会を設定していただければと思います。

収容定員の未充足の件については、例えば、私がいた大学では、博士課程の入学者は毎年度、入学定員の半数程度なのですが、留年者を含めることから在籍学生数の収容定員は充足している状況であり、これは不健全な定員充足ではないかと考えられ、標準修業年限を目安とした定員管理も必要ではないかとも思われます。この点についても、今後ぜひ議論していただきたいと思っています。

◎ 現行の評価方法では、学士課程、修士課程、博士課程の課程毎に定員充足率を見ていることから、例えば博士課程で人文系が大きく定員を割り込んでいても、理工系で定員を上回り、博士課程全体では90%を超えている場合には、特に指摘しないという取り扱いになっています。個々の学系毎ではなく、課程全体として確認する現行の評価方法も検討の余地があるのではないかと考えられます。

また、そもそもそういう確認を毎年度行う必要があるのか、中期目標期間終了時に6年間トータルの状況を確認すればよく、偶々その年度に90%を下回っただけであったとしても、指摘することが必要なのかという見地からの国立大学法人分科会での問題提起であったわけですので、その点はなるべく早く結論を出していきたいと思っております。本委員会でも、方向性等についてご意見をいただければありがたいと思っております。

○委員長 先ほどの中期目標・中期計画の設定という本質的な課題と併せ、定員未充足や教育の質を保証する観点からみた定員超過の状況など、実施要項の策定とは別に、本委員会としても制度的な課題について意見交換する機会が必要であると思われます。

ほかにご質問はありますか。それでは次に、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の具体的な実施方法について、前回の本委員会で設置しましたワーキンググルー

プにおいて検討いただいております。本日は主査の杉山委員が都合によりご欠席ですので、主査代理の小畑委員より検討状況のご報告をお願いします。

○ それでは、杉山主査に代わりまして、ワーキンググループにおける検討状況についてご説明申し上げます。

ワーキンググループは9月5日と10月20日の計2回開催し、国立大学法人等の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討を行いました。

まず、基本的な枠組みに関しては、第1期中期目標期間の実施方法を基本的には踏襲しつつ、文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会で示された改善点、例えば、中期目標の達成状況評価において、学部・研究科等の現況分析結果を十分に活用すること、学部・研究科等の現況分析は、大幅に簡素化して、効率的に実施するといった点に留意し議論を進めているところです。

検討の結果、評価実施スケジュールを見直すことにより、現況分析の結果を達成状況評価に活用できるという見通しを得ております。また、学部・研究科等の現況分析においては、教育の分析項目を5つから2つに集約することなどによって、大幅な簡素化・効率化が図れるというワーキンググループの中での合意を得ているところです。

詳しい検討内容につきましては、事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

● お手元の資料4をご覧ください。当資料は、参考1としてお示ししておりますワーキンググループ委員の先生方におかれましてご検討いただいた内容をまとめたものです。資料中、文部科学省の国立大学法人評価委員会から示されている第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点を四角囲いで記載しております。

1点目といたしまして、第2期中期目標期間の評価においては、第1期中期目標期間に実施したいいわゆる暫定評価は実施せず、中期目標期間終了後の平成28年度にのみ評価を実施するという方針が示されております。

2点目として、2ページ目に、例えば質の向上度の判定は第1期末の現況分析結果と比較すること、大学情報データベースや認証評価資料を活用することなどの方法により、学部・研究科等の現況分析について、大幅に簡素化して効率的に実施するという方針が示されております。

3点目として、3ページ目に、中期目標の達成状況の評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行うという方針が示されております。

以上、3点の国立大学法人評価委員会から示された改善の方針に加え、4点目として、4ページ目に、各法人を対象とした検証アンケートにおいて、第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価では「大学等の個性の伸長に、より寄与すべき」という項目について、非常に高い割合の肯定的な回答をいただいております。こういった法人からの要望を踏まえた評価方法の見直しについてどう考えるかといった点、5点目として、今般の東日本大震災による影響や復興への貢献をどのように評価するかといった点、6点目として、追加資料の取り扱いについてお示ししております。以上の点につきまして、ワーキンググループでの検討課題として議論をいただいたところです。

それではワーキンググループで検討いただきました結果について、順にご説明いたします。

まず1点目として、評価実施スケジュール・プロセスの見直しについて、第2期中期目標期間における国立大学法人評価は平成28年度にのみ実施することとなっております。これに伴い、教育研究評価についても実施スケジュールやプロセスの見直しが必要と考えられることから、この点について議論いただいております。

評価実施スケジュール・プロセスの見直しに関する具体の論点として、第2期中期目標期間においては、中期目標の達成状況評価について、学部・研究科等の現況分析の結果を十分に活用するという方針を踏まえ、評価の実施スケジュール・プロセスをどのように見直すかといった点、第1期中期目標期間においては、学部・研究科等の現況分析と中期目標の達成状況評価について、評価作業を同時進行で実施したことから、達成状況評価に現況分析の結果を十分に活用するという観点からは課題があり、この点をどのように考えるかといった点、より効果的な評価を行う観点から、一部の資料の提出時期を必要最低限前倒しすることについてどのように考えるかといった点、各法人への検証アンケートにおいて、法人側から「訪問調査はヒアリング等で代替可能ではないか」等の意見があったことを踏まえ、学生面談の実施等を含め、訪問調査についてどのように考えるかといった点について議論いただきました。

お手元の参考2の上段に第1期中期目標期間における教育研究評価の実施スケジュールをお示ししております。第1期中期目標期間の評価では、学部・研究科等の現況分析と中期目標の達成状況評価について、各法人から6月末に一斉に関係資料を提出いただき、同時進行で評価作業を進めました。その結果、評価作業の最終時点において、現況分析の結果を達成状況評価に反映する日程となっており、達成状況評価に現況分析の結果を十分活

用する観点では課題があったという状況です。

ワーキンググループの議論では、この点について見直しを図ることが適当との意見をいただいております。検討いただきました第2期中期目標期間における評価実施スケジュール（案）を下段にお示ししております。学部・研究科等の現況分析の評価作業を全体として少し前倒しすることによって、例えば9月には現況分析結果（案）を達成状況の評価作業に提供し、その後の11月には確定された現況分析結果を再度達成状況の評価作業に反映させることができることから、現況分析の結果を十分に活用しつつ、中期目標の達成状況評価を実施することが可能となるのではないかという意見をいただいております。

また、法人への検証アンケートにおいて、「訪問調査はヒアリング等で代替可能ではないか」という意見をいただいております。ワーキンググループとして、訪問調査に代えて、国立大学法人等の責任者とのヒアリングを原則としてはどうかという検討結果をいただいております。ただし、中期目標の達成状況評価に際し、例えば教育研究施設・設備等を現地で確認する必要がある場合等は、訪問調査を行うという取り扱いで見直し案をまとめいただいております。

2点目として、学部・研究科等の現況分析の簡素化について、資料4と併せ、参考3をご覧ください。まず、各法人への検証アンケートの結果として、例えば「教育体制、方法、内容の各分析項目については相互に関連し合うため、区分して書きづらい」あるいは「分析項目の構成は適切であるが、各項目の中に2つずつ設定された観点について、分けて記載しづらい」等々の意見をいただいております。

このような意見を踏まえ、ワーキンググループでの検討結果として、第1期中期目標期間における評価において5つあった教育の分析項目について、第2期中期目標期間における評価では「教育活動の状況」と「教育成果の状況」の2つに集約し、同様に教育の分析項目に対応する基本的な観点について、第1期中期目標期間の評価における10観点を、第2期中期目標期間の評価では「教育実施体制」、「教育内容・方法」、「学業の成果」、「進路・就職の状況」の4観点到まとめることが適当との結論をいただいております。

次に、参考4をご覧ください。第1期中期目標期間末の現況分析結果と比較するという方針が示されている質の向上度の判定方法について、どのように見直すことが考えられるのかという点です。

第1期中期目標期間の質の向上度の判定方法は、学部・研究科等ごとの改善・向上事例を各法人から提出いただき、その事例ごとに「大きく改善、向上している」、「相応に改

善、向上している」、「改善、向上しているとはいえない」という3段階の区分により判断し、事例の提出数に上限は設定しませんでした。また、「教育」と「研究」ごとの総合評価として、各事例の判定のうち、最も低い判定を当該学部・研究科等の総合判定として示しました。

第2期中期目標期間における質の向上度に関して、記載方法については、各法人が、各学部・研究科等において、「教育」と「研究」の分析項目ごとに、第1期中期目標期間末と第2期中期目標期間末の状況とを比較し、特に重要な質の変化があったと判断できる場合のみ資料を提出いただくこととすることにより、資料の作成負担の軽減が図れるのではないかと見直し案をまとめていただいております。

判定区分については、「教育」と「研究」ごとに、各法人から提出された水準判定に係る資料の記載及び大学情報データベースの情報等を活用しながら、「大きく改善、向上している」、「改善、向上している」、「質を維持している」、「質を維持しているとはいえない」の4区分で判断してはどうかとの議論をいただいております。

第1期中期目標期間末との比較方法については、質の向上度に関する法人からの提出資料に基づき、先の4区分で一旦判断し、第1期中期目標期間の水準判定の結果と第2期中期目標期間の水準判定の結果を比較した結果を参考として、総合判定を行う方法で意見をまとめていただいております。

次に、研究業績水準判定に関して、各法人から提出いただく研究業績数について検討いただいております。第1期中期目標期間においては、各法人から、学部・研究科等を代表する優れた研究業績として、上位区分のSS、Sに該当する水準であると判断される業績を選定いただき、提出する研究業績数は、専任教員数の50%を上限としておりました。実際に各法人から提出された研究業績数の割合としては、専任教員に対してSSが10.4%、Sが16.2%、合わせて26.6%となっており、専門委員による研究業績水準の判定結果の割合としては、SSが5.1%、Sが15.3%、合わせて20.4%となっております。

ワーキンググループでは、この提出状況及び判定結果を踏まえ、第2期中期目標期間における研究業績水準判定に係る研究業績の提出数については、20%程度を目安とし、各法人の提出資料の作成負担を軽減できるのではないかと検討結果をまとめていただいております。

次に、大学情報データベースや認証評価資料の活用方法について検討いただいております。特に、認証評価資料の活用については、評価機関が複数存在し、かつ法人によって評

価実施年度や評価項目等がそれぞれの機関で異なっている状況下で、どのような活用方法が考えられるか議論いただいております。参考5に検討結果として国立大学法人評価における活用例を記載しております。

まず、法人において、機関別あるいは専門分野別認証評価の結果を、国立大学法人評価の際にエビデンスとして活用していく方法が考えられるのではないかと。また、各法人において作成される機関別あるいは専門分野別認証評価における提出資料を、国立大学法人評価における提出資料として活用する取り扱いも考えられるのではないかと。加えて、機関別あるいは専門分野別認証評価の評価結果を、国立大学法人評価の提出資料として提出いただき、その指摘事項等を参考としつつ評価を行う方法も考えられるのではないかと。こういった認証評価資料の国立大学法人評価への活用方法例を分かりやすく法人へ示していくことによって、法人における評価作業の合理化や作業負担の軽減を図ることができるのではないかと。見直し案をまとめていただいております。

3点目として、中期目標の達成状況評価の評価方法の見直しについて、学部・研究科等の現況分析結果を十分に活用する観点から検討いただいております。先に1点目の課題として、評価実施スケジュール・プロセスの見直しにおいて検討いただきました、現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を実施するスケジュールへの見直しに加え、どのような現況分析結果の活用方法が考えられるかという点について議論いただきました。検討結果として、学部・研究科等の現況分析結果において、特に質の向上が見られた場合には、中期目標の達成状況の評価結果に特記事項として記載する方法が適当との見直し案をまとめていただいております。

また、法人において、各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合、その学部・研究科等名を記載いただき、達成状況を判断する際に、記載された学部・研究科等の現況分析資料及び分析結果を参考とする方法等が考えられるのではないかと。意見をいただいております。

次に、参考6をご覧ください。中期目標の達成状況評価における段階判定について検討をいただいております。第1期中期目標期間における中期目標の達成状況は、まず中期計画の実施状況について、評価者が「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」の3段階で判断し、その分析を基に、中期目標を構成する小項目、中項目、大項目の階層ごとに順次評価を積み上げて評価結果を決定しておりました。

この評価方法は、1つの中期計画の判断によって判定が大きく揺れ動くことを防ぐメリ

ットがある反面、中期計画の項目数が上位である小項目の判定に影響しやすく、例えば、小項目に対応する中期計画が1つであった場合、中期計画の実施状況が「良好である」と判定されると、小項目の判定が自動的に1段階上位の「非常に優れている」となるなどの課題がありました。

また、第2期中期目標期間における各法人の中期目標・中期計画の策定状況をみた場合、その項目数において、小項目数では約4割、中期計画数では6割以上と大幅に減少しております。よって、各中期計画及び小項目の重要性が非常に高くなっており、小項目に対応する中期計画が1つというケースについても、第1期中期目標期間の23%から36%に増加しております。こういった状況を踏まえつつ、第2期中期目標期間における達成状況評価の評価方法について見直しの議論をいただきました。

検討結果として、各中期計画の重要性が増していることなどを鑑み、中期計画の判定区分を3段階から4段階へ、具体的には、最上位の判定区分として「非常に優れている」を新設し、中期計画の成果をより重視した判断を可能とするよう見直し案をまとめていただいております。

4点目として、各法人の個性の伸長に、より寄与する評価方法について検討いただいております。先にご紹介いたしましたとおり、各法人を対象とした検証アンケートにおいて、第2期中期目標期間の評価では「大学等の個性の伸長に、より寄与すべきである」との回答が8割を超えており、この状況を踏まえた具体の評価方法の見直しについて議論いただきました。

検討結果として、法人が作成する提出資料において、個性の伸長に向けた取組や成果等の教育研究に係る全体的な状況の記載欄を新たに設け、評価を実施する際、その状況を把握した上で、特に優れた取組や成果等が見受けられた場合、評価結果に特記事項として記載する方法が考えられるのでないかとの意見をいただいております。

5点目として、東日本大震災による中期目標・中期計画の実施や教育研究活動への影響、復旧・復興への貢献をどのように評価するかという点です。先の法人を対象とした検証アンケートにおいては、震災により、「中期目標・中期計画の達成に影響が大いにある」あるいは「ある」と回答した法人が15.7%、「教育活動や成果・質の向上に影響がある」と回答した法人が20.5%、「研究活動や成果・質の向上に影響がある」と回答した法人が22.5%となっており、こうした震災の影響にどう配慮するのか、また復旧・復興への貢献についてどのように評価するかという点について議論いただきました。

まず、震災により、中期目標・中期計画に掲げる事項の適正かつ確実な実施が困難となった場合は、当該中期目標・中期計画を変更していただくことが必要ではないかという意見をいただいております。

また、復旧・復興への貢献をどのように評価するかについては、法人が作成する提出資料において、震災への貢献活動に係る記載欄を新たに設け、機構が評価を実施する際、目覚ましい貢献活動等があったと判断される場合は、評価結果に特記事項として記載する方法が考えられるのではないかと意見をいただいております。

6点目として、評価過程における追加資料の取り扱いについて検討いただいております。第1期中期目標期間の評価では、法人の自己判定能力を高める観点から、提出された実績報告書を重視し、追加資料を求めない取り扱いとしておりました。この点を第2期中期目標期間の評価においてどのように取り扱うか議論をいただきました。

追加資料を求めない方式については、検証アンケートにおいて、法人及び評価者共に肯定的回答と否定的回答が同等程度存在し、評価者側が追加資料を求めることによる法人側の作業負担増を懸念する意見がある一方、確認できる資料の不足により低い判定結果となることについて再考を求める意見もあります。

こういった状況を踏まえ、ワーキンググループの検討結果として、評価者が段階判定に影響があると判断した場合に限り、追加資料を求めることとしてはどうかとの意見をいただいております。

以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。只今の説明を踏まえ、第2期中期目標期間における国立大学法人等の教育研究評価の実施方法等について議論いただきたいと思います。本日、議論いただいた内容は再度ワーキンググループにおいて検討いただくこととなります。それではご意見、ご質問等があればお願いします。

○　4点目として説明いただきました「各法人の個性の伸長に、より寄与する評価方法」について、各法人が目指すべき方向性を掲げ、個性として主張していくのか、それとも例えば教育系大学や工業系大学等、専門分野別にまとまった集団として考えていくべきものなのか、この「個性の伸長」というものがどういった趣旨であるのか説明いただきたい。

また、見直し案において、提出資料中に個性の伸長等に係る記載欄を新たに設けることについて、先ほどお話しした、大学が当該中期目標期間中に挑戦した新しい取組等を記載した場合、そこに着目した評価を行う一つの方法となり得ると考えますが、この記載欄で

は、中期目標に掲げた取組について記載するのか、それとも掲げた目標に関わらず、全くの自由記述を想定した制度設計として検討されているのか、この2点について説明いただければと思います。

● ここで検討しております「各法人の個性の伸長」というのは、各法人ごとの個性を想定しており、例えば自らの大学は工科系の単科大学である、教育系の単科大学である、あるいは総合大学であるということに基づき各法人が持っている個性を意図しています。

また、「個性の伸長に向けた取組や成果等の教育全体に係る全体的な状況の記載欄」については、評価を行う際、各法人が持つ目標や個性をまず前提にする必要があるだろうという議論から、見直し案としてお示ししております。

ただ、そういった目標や個性を各法人に記載いただく一つの大きな意味は、各法人が、自らの大学はこういう大学であり、そこでやっている教育研究の内容等を社会に対して説明していくことであると考えられるため、例えば評価報告書において分かりやすい形でお示ししたいと考えているのですが、評価の際、具体的に評価者がどのようにその点を評価するのかについては、ワーキンググループでもまだ議論ができていないところであり、今後、もう少し時間をかけて検討をいただき、詰めていかなければならないであろうと考えております。

○委員長 ワーキンググループでは、教育や研究、社会貢献という中期目標の各項目の評価のみならず、大学全体としての評価が必要ではないかとの議論があったように思います。小畑委員が提案されていたと思いますが、いかがでしょうか。

○ 今の委員長のご発言のとおり、中期目標の達成状況評価においては教育や研究といった項目、あるいは学部・研究科等の現況分析においては実施体制の見直し等の様々な取組が評価対象となっていますが、それらを総合して、自らの大学はこういう大学を目指している、その目指す方向が一つの計画や小項目、中項目で説明されるケースもあるかもしれませんが、そういうものを総合して一つの特色ある大学を目指していくということを明確化していく意味で、大変良いのではないかという議論があったと思います。

それではその目標や個性を評価するのかという議論は、決着が尽いていないと思っておりますが、通常の中期目標・中期計画の各項目の評価には少し馴染まないのではないかというのがワーキンググループ全体の雰囲気であったと思います。

○委員長 各法人に記載いただいた内容を評価するのかという点は、再度、ワーキンググループで議論する必要がありますね。

○ はい。そうですね。

○委員長 全体としての記述があれば、各項目を評価する際の参考となる可能性もありますから、そういう意味では、実績報告書の最初に記述いただき、各法人としての印象付けをしていただく方が良いような気がします。

○ 方法論はともかく、方向性としては非常に大事な方向だと思いますので、賛成です。

○委員長 ほかにございますか。

○ 具体的にどうということではないのですが、全般的にとにかく簡素化をしようとなさっている点は大変評価したいと思います。

本学も認証評価を2回受けましたが、受けた年度は教員の研究業績等が低下します。提出資料の準備等にかかるエネルギーが膨大ということがありますので、できればもっと簡素化していただきたい。

こういった評価によって教育研究の質が向上する分と全体がロスしている分を比べると、現状ではロスの方が大きいのではないかと考えていますので、もっと効率の良い評価にしていいただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。そういった点もワーキンググループで再度議論いただければと思います。

○ 2点ございまして、1点目は、目標自体を評価すべきかどうかという論点は、大学評価・学位授与機構が「第三者評価（認証評価）」のための試行的評価を実施している段階からの大きな問題であって、当時の議論では、目標の内容は評価の対象にしないということを確認した記憶があります。今回の議論は、そういった経緯と関係があるのか、別の話ということなのか、確認させていただきたいと思います。

2点目は、「各法人の個性の伸長」や「東日本大震災」等について、優れた成果等を特記事項として記載する方法が検討されています。前述の試行的評価の初年度には、特記事項という考え方は採用されておらず、当機構が定めた基準のみで評価を実施したところ、評価対象機関から、もう少し自分たちの大学の特徴を表現できるようなものを書き込みたいとの意見があり、次年度から、基準とは別に、プラスアルファとして、大学が任意記述する欄を設ける方法が導入されたと記憶しています。

日本高等教育評価機構では、そういった経験を踏まえ、評価事業開始当初から「特記事項」を導入しておりますが、つまり、大学評価・学位授与機構において試行的評価の際に導入した特記事項は、定められた基準以外に、対象機関が任意に記述するという意味での

特記事項であったわけですが、今回検討されている特記事項が、その延長で考えられているのか、それとは違う解釈で検討されているのか、明確にしておく必要があると思います。

● 特記事項という文言は、2つの意味で使用されており、機関別認証評価等の自己評価においては、特記すべき取組等がある場合に、各大学等において設定いただいております。一方、国立大学法人等の中期目標の達成状況評価では、評価結果として、例えば優れた成果を出した取組や特色あると判断される点について、特記すべき事項として指摘しております。ここで検討いただいているのは後者であり、そういった特記すべき事項を適切に評価報告書へ記載していくという意味での検討をいただいているところです。

○ ありがとうございます。一点目の、試行的評価の際に、目標の内容は評価の対象にならないという議論をした論点についてはいかがでしょうか。

● その点につきましては、先ほど委員長がおっしゃったとおり、今後、本質的な課題として検討する必要があると思っております。

ただ、実際に目標評価を行う場合、先に他の委員から指摘のあったとおり、非常に前向きな目標を掲げた場合と、容易に達成可能な目標を掲げた場合とを想定する必要があり、論理的に達成容易な目標を掲げ、良い評価結果を得る手法はあり得ますが、これまでの大学での自己評価、評価委員としての経験、あるいは本機構において平成22年度に実施した評価結果の確定で全法人の自己評価の状況を把握した中では、現在のところ、基本的に国立大学等においてそういった状況は見受けられないと考えております。また、容易に達成可能な中期目標・中期計画については、たとえ達成された場合でも、優れた点等の特記すべき事項としては記載されず、良い評価結果とはなり難いのではないかと考えております。もし仮に、どこかの大学が達成容易な目標を設定し続けた場合、長い目で見ると、社会からの評価によって淘汰されていくのではないかと考えられることから、そういう状況にはならないのではないかと考えています。

一方で、野心的と言ってしまうのは悪いのですが、非常に高い目標を掲げ、その達成に向けて積極的に取り組んでいる状況をどのように評価していくのかといった点については、対象となる大学等を励ましていくような評価となるよう、その方法を十分に検討していく必要があると考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○ 各法人において目標を設定する際、その水準というのは、例えばこれは高い目標である、これは中間程度、残りは低い目標であるといったように、それぞれの目標において

示すのでしょうか。一般的には、評価者と被評価者が、目標の水準をある程度共通理解することによって、評価をスムーズに行うことができるのではないかと考えられますが、様々な大学等がある中で、各々にその水準をある程度示しているのでしょうか。

● 中期目標の実際上の作成主体である各法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受ける制度となっております。実際に評価を行う際にその水準をどう見ていくかということもありますが、大学等が適切に自らの目標の水準を設定した上で、文部科学大臣の認可を受けているかということについては、文部科学省に置かれている国立大学法人評価委員会での議論等が必要なのではないかと思っております。

◎ 補足いたしますと、各法人の中期目標は文部科学大臣が定め、各法人は中期目標に基づき中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けることとなっております。中期目標を定める際は、各法人の意見を聴き、当該意見に配慮する旨が法令上規定されており、国立大学法人法を制定した際の国会附帯決議においても、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこととされております。また、實際上各法人が作成した中期目標・中期計画について、文部科学大臣の権限で変更を求められる事項は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限られております。

したがって、一般の独立行政法人においては、主務大臣が中期目標を定めることから、達成が容易な目標を設定することは基本的にはあり得ないと考えられますが、国立大学法人等においては、實際上各法人が作成した中期目標を大臣が受け入れ、形式上大臣が定めたことにするという仕組みであるため、設定した目標の高低について、文部科学省が言及する制度とはなっていないというのが現状です。

○委員長 各年度の業務実績に関する評価において、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について評価を行っておられますが、その際に、例えば目標期間の早い時期に達成された中期目標・中期計画に対して、もう少し目標を高く設定することなどを促すのでしょうか。第1期中期目標期間における実績として、そのような事例はありましたか。

◎ 第1期中期目標期間においては、そういう事例は見受けられませんでした。制度導入後初の取組であったため、結果として各法人においてそのような低い目標は設定されていなかったと思っております。ただ、今後評価が続いていく中で、達成度評価の制度上の

問題として、達成容易な目標が設定される可能性もあります。前々からの課題ではありませんが、本格的に検討する必要があると思っております。

○委員長 達成状況評価という制度については、以前のワーキンググループにおいても、達成目標として理想的なゴールを設定し、それを早期に達成してしまった場合、その後の評価が低くなっていくのではないかという意見もあったと思います。今後評価を続けていく中で、そういう点を検討する必要があるかと思っております。

○ 今の議論は評価結果の使い方とかなり連動していると思いますが、単に評価結果として段階による評定を付すのみであれば、極端な話、容易に達成可能な目標であったとしても良いのではないかということになりますし、先の検証アンケート等にもありましたが、大学の教育研究の質を高めていくということであれば、低い評価を得たとしても構わないのではないかという考え方もあります。

例えば、評価結果による運営費交付金への反映分等が明確に決まっていれば、その方向性を含めた具体的評価方法を検討することが可能と思われませんが、評価結果の使い方が決まっているのであればお教えいただきたいと思っております。

◎ 国立大学法人等の中期目標の達成状況に係る評価結果について、運営費交付金の配分に直接反映させるべきであるという議論はありますが、一般の独立行政法人においては、制度的にそういう仕組みにはなっておらず、運用面でもそのような取扱いはなされていないところです。

一方で、国立大学法人法を制定した際には、当時野党であった民主党からの意見も踏まえ、国会附帯決議の中で、評価結果と資源配分を結びつけることについては慎重な運用に努めることの言及がなされており、文部科学省として、現在の運用はその決議を踏まえ対応しているところです。

ですから、現状では、評価結果を運営費交付金の配分に直接連動させることはしておらず、さらに言えば、運営費交付金は法人化以降年々削減されてきており、実態として既に人件費部分ですら賄えない状況になっている中で、仮に評価結果と資源配分を直接連動しようとしても、すべての運営費交付金を評価結果と連動させて配分することは困難な状況になっています。極一部を捉えた場合は何かしら可能かもしれませんが、基本的に運営費交付金は各大学の規模等に応じて配分しているのが実態です。

○委員長 先の中期目標期間の評価結果に基づいた運営費交付金の増減について、評価の反映により再配分された総額は、運営費交付金全体のどの程度の割合ですか。

◎ 第1期中期目標期間においては、平成22年度の運営費交付金総額が約1兆1,500億円であり、そのうち16億円程度を財源として、評価結果を連動させたところです。

○委員長 わかりました。1%で100億ですから、非常に少額ということですね。評価の結果の活用については、その制度的な部分について根本的に検討する必要があるように思います。ほかにございますか。

○ 第1期中期目標期間の評価が非常に複雑で作業の合理化が必要という指摘が多くあったため、簡素化して効率的に実施する観点からの検討を行っていることと思いますが、参考3で、基本的な観点が教育では10から4へ見直されることとなっています。これは一見簡素化に思えますが、第1期中期目標期間の観点は「学生や社会からの要請への対応」等、非常に具体的で分かりやすいのですが、第2期中期目標期間の観点は「教育実施体制」や「教育内容・方法」等となっており、法人側からすると自己分析が非常に大変になるのではないかという気もします。また、法人側からは、認証評価と国立大学法人評価の双方で同じような資料を作成する必要があり、重複する点があることから負担が大きくなっているという意見もあります。本当にそのような状況であるとするれば、認証評価資料の活用も検討されていますので、双方の資料の共有化を検討いただき、その仕組みの中では、多少複雑になったとしても記述していくという方法もあると思います。そういった点をワーキンググループで検討いただければと思います。

● 全くそのとおりであろうと考えており、実際に法人が自己評価書を作成する際に、どういう形であれば円滑に作成いただけるかという点も含め、引き続き検討したいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

○ 資料4の認証評価資料の活用の検討箇所にも、「認証評価機関が複数存在」する旨の記述があり、評価項目等が異なる中でどのような活用方法があるか検討がなされているところですが、機関別認証評価を含む国立大学法人等に関する評価について、今後の道筋を検討していくことも必要かと思っております。

○委員長 ありがとうございます。文部科学省からお答えいただけますか。

◎ 先の事業仕分けの結果を受け、大学評価・学位授与機構が認証評価事業から撤退する方向性は既に出されており、認証評価機関連絡協議会や国公立大学関係者とも連携し、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境整備を図っている状況です。従って、撤退については、これらの環境整備の状況を踏まえて決定する必要があり、現時点におい

て、その時期を明示することは困難と考えております。

ただ、文部科学省としては、大学評価・学位授与機構に対して、機関別認証評価については、民間認証評価機関とのイコールフットィングを図る観点から、運営費交付金について、平成 25 年度を目途として措置しない等の取組を進めることとしているところです。

○委員長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

それでは、今後のスケジュールについて事務局から説明願います。

● 資料 5 の今後のスケジュール（案）をご覧ください。

11 月 10 日及び 12 月 14 日に、第 3 回及び第 4 回のワーキンググループを開催し、本日、本委員会でもいただいたご意見と、第 2 期中期目標期間の教育研究評価の具体的実施要項についてご議論いただき、その議論の結果について、平成 24 年 1 月 27 日開催の第 30 回本委員会でご審議いただきたいと考えております。

また、第 30 回本委員会の審議を経て、1 月下旬を目途に文部科学省の国立大学法人評価委員会に実施要項の案を報告し、3 月を目途に、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る実施要項（案）」として取りまとめ、パブリックコメントを実施したいと考えております。

全体のスケジュールは以上のように考えております。

○委員長 ありがとうございます。ご質問はありますか。

○ 来年度はどのようなスケジュールでしょうか。

● 国立大学法人評価委員会やパブリックコメントによって寄せられるご意見を踏まえ、最終的に実施要項を決定いただく必要がありますことから、来年度も引き続き本委員会においてご審議を賜りたいと考えております。

○委員長 ほかにご質問はありますか。

このスケジュールとは別に、先ほど言いました本質的な課題について、意見交換する機会を設定していただければと思います。

それでは、今後のスケジュールについては只今の説明のとおりとします。各委員の先生方におかれましてはお忙しいとは存じますが、今後ともできる限りご出席いただきたいと思っております。

本日の議事は以上です。ありがとうございます。

— 了 —